

一、吾等は團結の力と自治的訓練により生活の向上を期す
二、吾等は相互扶助の精神に基き共

同團利の實現を期す
三、吾等は港灣從業員の社會的使命の完成を期す

日本港灣從業員組合聯盟規約

第一章 名稱及位置

第一條 本聯盟は日本港灣從業員組合聯盟と稱し本部を神戸市海岸通三丁目二十六番地に置く

第二章 組 織

第二條 本聯盟は港灣從業員の労働團體を以て組織す

第三章 目 的

第三條 本聯盟は本聯盟の綱領及び主張の實現を圖るを以て目的とする

第四章 機 關

第四條 本聯盟役員及び加盟組合選出の代議員を組織し毎年一回會長之を招集す

二、中央委員會

一、大會に本聯盟役員及び加盟組合選出の代議員を組織し毎年一回會長之を招集す

一、大 會

但中央委員會その必要を認めたるときは臨時大會を開催することを得る

大會の議長は會長之に任ず大會の議事は出席代議員の過半數を以て決し可否同數なる時は議長之を決す

各加盟組合の選出す可き代議員數は左の基準による

會費完納會員五十名未満の團體は一名

同五十名一二百名同二名

同二百名一五百名同三名

同五百名一千名同四名

同一千名一二千名同五名

同二千名一三千名同六名

同三千名一同七名

但し代議員は本部の承認する會費完納者の會員數を明示する信任状を其代表團體より持參することを要す

二、中央委員會は執行機關にして大會に於る議決の範圍内に於て機關の決議並に適宜の處置をなすことを得る

中央委員會は會長、中央委員、主事、會計及び會計監査員を以て組織す會長は本聯盟の重要な事項にし緊急を要するものと認めたる時又は四名以上の中央委員よりの請求ありたるときは直に中央委員會を招集すべし中央委員會は加盟組合の地方的關係を考慮し左の基準により選出さる地方的に組合員一千名以内より一名以上は一千名以下を増すごとに一名を増す

第五章 役 員

第五條 本聯盟本部に左の役員を置く

會長一名中央委員若干名主事一名

會計一名會計監督若干名

第六條 本聯盟役員の任期は一ヶ年とし毎年一回大會に於て選舉す

但し重任を妨げず

第七條 會長は本聯盟を代表し本會及び中央委員會の決議に基き一切の會務を統轄す

第八條 主事は會長の指命を受け會務を處理す、會長事故あるときは之を代理す

第九條 中央委員は聯盟の方針行動及び人事業務に関する重要事項を協議し之を執行す

第十條 會計監督は會長の指示をうけ本聯盟の金銭出納並に財産管理に関する一切の事務を處理す

第十一條 會計監督は本聯盟の會計及財產管理に關する一切の事務を監査す

第六章 加 盟 及 脫 退

第十三條 本聯盟に加盟することを承認せられたる團體は最初の本部組合は中央委員會の承認を得るを要す

第十四條 加盟團體にして、聯盟創立の精神に違反し又は本聯盟に対する義務を履行せざる時は中央委員會及大會の議を經て是れを脱退せしむる事を得

第十五條 本聯盟の經費は加盟組合員一名につき加盟團體を通じ毎月十錢を會費として徵收し是に充當するものとす、但し加盟團體は毎月々末までに是を納入を要す

第十六條 既納の會費其他の醸出金は如何なる場合と雖も之を返還せず

第十七條 本聯盟の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとし毎年度決算は大會の承認を経るを要す

第十八條 本規約は大會の承認を経るに非ざれば改正する事を得ず

第十九條 本聯盟に顧問又は相談役を置くことを得る